

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	3 4	成年後見制度利用支援事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	福祉係	担当者名	

現 況		調 整 方 針		備 考		
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
名 称	成年後見制度利用支援事業 (16年度の新規事業として開始予定。現在は相談業務のみ)	(制度なし)	中条町の例による。			
制 度 の 概 要	痴呆及び知的障害、精神疾患等の理由により、自らの金銭管理や日常生活に必要な諸手続きができない者であって、家族又は親族がいても適切な管理ができない場合に、裁判所への審判申立てにより「成年後見人」を選任し、金銭管理等を本人に代わって行う制度。					
目 的	裁判所の審判申立て手続きが困難な者に対し、町長が審判申立てを行う。低収入のために制度を利用することが困難な者に対し、鑑定費用、審判申立て費用、後見人の業務報酬等の費用の一部を補助することで、低収入者の負担軽減を図る。					
事 業 概 要	補助金の交付 1 審判申立て費用補助 限度額 110,000円 補助率 2/3 2 後見人の業務報酬 限度額 月 28,000円 補助率 2/3 3 補助対象者 痴呆性老人 知的障害者及び精神障害者については今後検討する。 町長の審判申立て (家族又は親族等がない者若しくは、いても申立てすることが困難な状況の場合に限る。)					
事業費見込額	298千円					
県補助金見込額	223千円(補助率 事業費の3/4)					
備 考	平成15年度 制度に関する相談受理件数6件					
関係法令等	中条町成年後見制度利用支援事業実施要綱 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国)		財政への影響額 単位：千円			
				予算額	調整後見込額	影響額(増減)
			中条町	298	298	0
			黒川村	0	66	66
			計	298	364	66
			備考 平成15年度当初予算ベース			